

議案第63号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月27日提出

湯河原町長 内藤喜文

(提案理由)

社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できる行政機能を確立するに当たり、機構改革を実施するため、条例の制定を要するので、本案を提出するものです。

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(湯河原町課等設置条例の一部改正)

第1条 湯河原町課等設置条例（平成27年湯河原町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「秘書広報室
デジタル推進室」を「秘書広報室」に、「税務収納課」を「
税務収納課 に、「保健センター
防災安全課」に、「まちづくり
こども支援課」を「健康こどもみらい課」に、「まちづくり
土木課
課」を「まちづくり課」に改める。
」

第2条の表デジタル推進室の項を削り、同表地域政策課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項に次の3号を加える。

- (6) 行政デジタル化に関する重要事項及び総合調整に関すること。
- (7) デジタル化の推進に関すること。
- (8) 電子計算事務に関すること。

第2条の表財政課の項に次の2号を加える。

- (3) 工事検査及び物件の検収に関すること。
- (4) 契約に関すること。

第2条の表総務課の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同表税務収納課の項の次に次のように加える。

防災安全課

- (1) 防災に関すること。
- (2) 防犯及び交通安全に関すること。
- (3) 空き家等の対策に関すること。

第2条の表保健センターの項を次のように改める。

健康こどもみらい課

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 地域福祉センター2号館に関すること。
- (4) 保育園に関すること。

第2条の表こども支援課の項を削り、同表まちづくり課の項に次の1号を加える。

- (5) 道路その他土木に関すること。

第2条の表土木課の項を削る。

(湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「水道課、温泉課及び下水道課」を「上下水道課及び温泉課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照条文

○湯河原町課等設置条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課等を設ける。 <u>秘書広報室</u> <u>デジタル推進室</u> 地域政策課 財政課 総務課 <u>税務収納課</u> 介護課 住民課 <u>保健センター</u> <u>こども支援課</u> 社会福祉課 <u>まちづくり課</u> <u>土木課</u> 観光課 農林水産課 環境課 (事務分掌) 第2条 前条に規定する課等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課等を設ける。 <u>秘書広報室</u> 地域政策課 財政課 総務課 <u>税務収納課</u> <u>防災安全課</u> 介護課 住民課 <u>健康こどもみらい課</u> 社会福祉課 <u>まちづくり課</u> 観光課 農林水産課 環境課 (事務分掌) 第2条 前条に規定する課等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。	
秘書広報室 (1) (略) (4) (略)	秘書広報室 (1) (略) (4) (略)	
<u>デジタル推進室</u> (1) <u>行政デジタル化に関する重要事項及び総合調整に關すること。</u> (2) <u>デジタル化の推進に關すること。</u>		削る

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
(3) 電子計算事務に関すること。 地域政策課 (1) (略) (4) (略)	地域政策課 (1) (略) (4) (略)	
(5) 防災及び防犯に関すること。 <u>(6) (略)</u>	<u>(5) (略)</u> <u>(6) 行政デジタル化に関する重要事項及び総合調整にすること。</u> <u>(7) デジタル化の推進にすること。</u> <u>(8) 電子計算事務に関すること。</u>	削る
財政課 (1) (略) (2) (略)	財政課 (1) (略) (2) (略) <u>(3) 工事検査及び物件の検収にすること。</u> <u>(4) 契約にすること。</u>	
総務課 (1) (略) (3) (略)	総務課 (1) (略) (3) (略)	
<u>(4) 工事検査及び物件の検収にすること。</u> <u>(5) 契約にすること。</u> <u>(6) (略)</u> <u>(9) (略)</u>	<u>(4) (略)</u> <u>(7) (略)</u>	削る 削る
税務収納課 (1) (略) (3) (略)	税務収納課 (1) (略) (3) (略)	
	防災安全課 (1) 防災にすること。 (2) 防犯及び交通安全にすること。	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
介護課 (1) (略) (2) (略)	<u>ること。</u> <u>(3) 空き家等の対策に関すること。</u>	
住民課 (1) (略) (3) (略)	介護課 (1) (略) (2) (略)	
保健センター <u>保健衛生に関すること。</u>	住民課 (1) (略) (3) (略)	
こども支援課 (1) <u>児童福祉に関すること。</u> (2) <u>地域福祉センター2号館に関すること。</u> (3) <u>保育園に関すること。</u>	<u>保健こどもみらい課</u> (1) <u>保健衛生に関すること。</u> (2) <u>児童福祉に関すること。</u> (3) <u>地域福祉センター2号館に関すること。</u> (4) <u>保育園に関すること。</u>	削る
社会福祉課 (1) (略) (4) (略)	社会福祉課 (1) (略) (4) (略)	
まちづくり課 (1) (略) (4) (略)	まちづくり課 (1) (略) (4) (略)	
土木課 (1) <u>道路その他土木に関すること。</u> (2) <u>交通安全に関すること。</u>	<u>(5) 道路その他土木に関すること。</u>	削る
観光課 (1) (略) (3) (略)	観光課 (1) (略) (3) (略)	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
農林水産課 (略) 環境課 (1) (略) (2) (略)	農林水産課 (略) 環境課 (1) (略) (2) (略) 附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	

【参考資料】

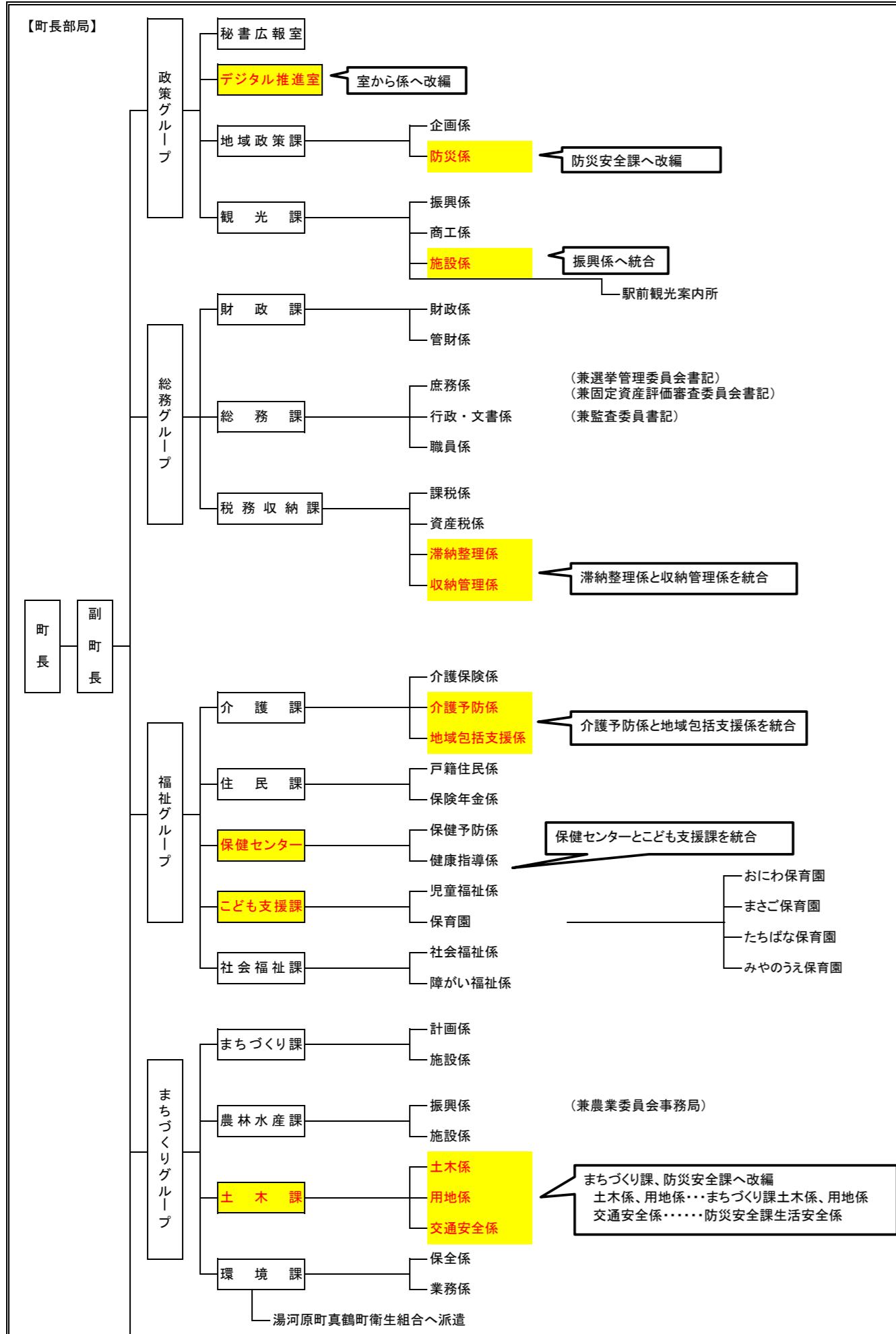
○湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(組織)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>水道課、温泉課及び下水道課</u>を置く。</p>	<p>(組織)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>上下水道課及び温泉課</u>を置く。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

機構改革について

【参考資料2】

【令和7年11月1日現在】



【令和8年4月1日(案)】

